

「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の 基本方針（案）について

1 趣旨

現在の婚姻制度を利用することができない、または利用することが容易ではない方について、お二人がお互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に宣誓した場合、市は対象者の要件を満たしていることを確認のうえ、宣誓書受領証等を交付する「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

また、お二人の子や親などの近親者も含め、家族として協力し合う関係であるファミリーシップを宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度のような法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、届出されたお二人が、人生のパートナーや家族として暮らしていくことができるよう、この制度を通じてお互いの人権を尊重するとともに、多様性を認め合う社会を応援するものです。

2 対象者の要件

(1) パートナーシップの宣誓

宣誓をされるお二人が、以下のいずれにも該当する必要があります。

- ① 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年（18 歳）に達していること
- ② 少なくとも一方が市内に住所を有していること、または、宣誓後 3 か月以内に大船渡市への転入を予定していること
- ③ 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう）ではないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く
- ④ 配偶者がいないこと
- ⑤ 宣誓する方以外とパートナーシップ関係がないこと

(2) ファミリーシップの宣誓

パートナーシップの宣誓をした方の双方又は一方の子又は親で、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ① 15 歳以上である子又は親で、本人の同意があること。
- ② 15 歳未満である子の場合、双方又は一方と生計が一であること。

3 必要書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届
- (2) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書）
- (3) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（宣誓日前 3 か月以内発行のもの。）
- (4) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等。宣誓日前 3 か月以内発行のもの）
- (5) 転入予定の場合は、転入予定であることを確認できる書類
- (6) 通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類
- (7) ファミリーシップを併せて宣誓する場合は、戸籍その他の親子関係を証明する書類（宣誓日前 3 か月以内発行のもの）及び当該子・親が署名した同意書（子は 15 歳以上について同意書が必要）
- (8) 外国籍の方は、戸籍謄本の代わりに、本国が発行する婚姻要件具備証明書など（6 か月以内に発行されたもの）、独身であることを証明できる書類とその日本語訳文

4 届出の手續

- (1) 宣誓を希望する日の10日前までに宣誓日時を予約し、必要書類を提出してください
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓
予約した日時に、宣誓をするお二人で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届に署名していただきます。
- (3) 提出書類等の審査後、受領証を交付します。

5 交付書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) カード型受領証
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（宣誓者の双方が市内に住所を有していないとき）

6 通称名の使用

宣誓する方が、性別違和等のやむを得ない理由があるときは、通称名を使用することができます。この場合、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

7 受領証等の再交付

紛失等により受領証等の再交付を希望する場合は、申請書を提出することにより再交付することができます。

8 宣誓内容の変更

宣誓の内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

- (1) パートナーシップ関係にあるお二人の、氏名、住所の変更等届出内容に変更が生じた場合
- (2) ファミリーシップ関係にある近親者について、関係の解消等届出内容に変更が生じた場合

9 受領証等の返還等

パートナーシップの解消など、対象者の要件に該当しなくなったときは、受領証等を市長に返還していただきます。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 宣誓が無効になったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

10 宣誓の無効

宣誓の内容に虚偽があった場合は、宣誓は無効とします。

11 利用可能なサービスについて

本市が提供する行政サービスのうち、配偶者や親、子を対象としているサービスについて、市の裁量により宣誓者を対象として扱うことが可能となるものについては、柔軟な運用と情報提供に努めます。

また、民間事業者等につきましては、本制度の趣旨について協力を呼びかけてまいります。

12 その他

- (1) 本制度は、要綱に基づくもので、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではありません。
- (2) 戸籍や在留資格が変わるものではありません。
- (3) 宣誓や、受領証等の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (4) 市長は、受領証等が返還されたときや、宣誓が無効になったときは、当該受領証等の交付番号を公表することができます。
- (5) ファミリーシップに氏名が記載されている方が、ファミリーシップからの離脱を希望するときは、受領証等から氏名の削除を申し立てることができます。15歳未満の子については、15歳に達した日から申立が可能です。
- (6) 宣誓者の一方が死亡したときでも、残された方々がファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、返還の必要はありません。
- (7) 市は、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適正な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。

13 自治体間連携と制度の見直しについて

近年、同様の制度を導入する自治体が増えていることから、将来的な近隣市町村との相互利用^{※1}や、転居時の事務手続きの軽減^{※2}を見据えて、制度に関する情報提供や意見交換を進めるとともに、市民ニーズや他自治体に関する情報収集に努め、必要に応じて制度の見直しを行ってまいります。

※1 お互いの宣誓書受領証等を、そのまま相互に利用できる仕組み

※2 転居時に転居前の宣誓書受領証等を提示することによって、転居先での事務手続きの軽減が受けられる仕組み

14 根拠規定

大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

15 導入時期

令和6年4月